

# 足利家時置文再考

山田敏恭

## はじめに

南北朝期において足利家時置文が足利家に伝来していたことはよく知られている。応永九年（一四〇二）に今川了俊が記した『難太平記』に次のような挿話が見える<sup>(1)</sup>。「されば又義家の御置文に云。我七代の孫に吾生替りて天下を取べしと仰せられしは家時の御代に当たり。猶も時不來事をしろしめしければにや。八幡大菩薩に祈申給ひて。我命をつづめて。三代の中にて天下をとらしめ給へとて御腹を切給ひし也。其時の御自筆の御置文に子細はみえし也。まさしく両御所の御前にて故殿も我等なども拝見申たりし也。今天下を取事唯此発願なりけりと両御所も仰有し也」。この『難太平記』の記述により、建武二年（一二三五）の足利尊氏とその弟直義の反後醍醐天皇の挙兵の動機と置文が結び付けられた。

だが中村直勝氏により次のような足利直義書状が発見された<sup>(2)</sup>。

故報国寺殿御終焉之時、被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>心仏<sub>一</sub>之御書、拝見之処、感激銘<sub>レ</sub>肝者也、仍召<sub>二</sub>置之<sub>一</sub>訖、遣<sub>二</sub>案文<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

四月五日（花押）

高土佐守殿

この直義書状を中村氏は正平五〜六年（一三五〇〜五一）のものと推定した<sup>(3)</sup>。この直義書状の発見により、直義が置文に接したのが尊氏と直義の挙兵から十五年以上も後のことであり、挙兵の動機と置文は無関係であるということが明らかになった<sup>(4)</sup>。

その後笠松宏至氏により次のような満済文書が発見された<sup>(5)</sup>。

報国寺殿御自筆御書一通并錦小路殿御書一通、同記録一通、以上三通、応永廿八年九月四日、自「御所」御預、御使林阿弥

満済（花押）

「報国寺殿御自筆御書」は家時置文であり、「錦小路殿御書」は直義書状であり、「同記録」は不明である。笠松氏は直義書状と満済文書から、家時置文と直義書状の伝来経路を次のように想定し、これが現在の通説となっている。

①家時置文 家時↓高師氏↓…↓高師秋↓直義↓…↓足利義持↓満済↓？

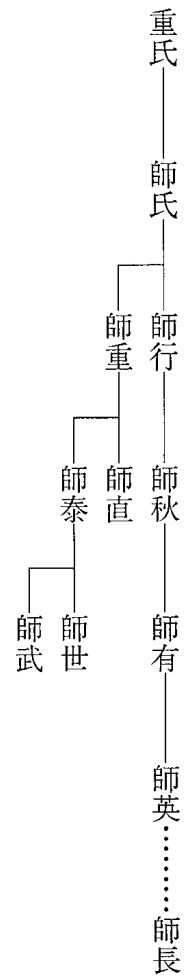
②直義書状 直義↓師秋↓…↓義持↓満済↓「醍醐寺文書」として現存

また家時置文に関しては、置文の伝来過程に着目して高一族の惣領制的な面について考察を加えた角田朋彦氏の研究がある<sup>(6)</sup>。角田氏は本来主家の置文などは惣領のもとへ伝来するものであるという考えから、置文の伝来過程に着目して高一族の惣領家は師行―師秋の系統であり、執事職を継いだ師重―師直の系統は庶子家であると指摘し、従来の高一族の惣領は師直という理解について疑問を提起した。

さらに近年家時置文の伝来経路に関して、奥智鶴氏により再検討が行われている<sup>(7)</sup>。

以上家時置文と直義書状に関する研究史を整理してきた<sup>(8)</sup>。先行研究においては伝来過程の解明に焦点が当てられた結果、伝来に関連した人物及び伝来の意義については深く考察されていない。そこで本稿では、家時置文と直義書状の伝来に関連した人物をその時代背景に着目して考察を加え、それぞれの時期における家時置文と直義書状の伝来

## 高一族略系図



の意義や役割について明らかにし、併せて家時置文と直義書状の伝来過程について再検討を行いたい。

## 第一章 置文と重代所領文書

直義書状によれば、置文の伝来過程は家時―師氏―…―師秋―直義である。ここで師氏から師秋への伝来において師氏の子であり師秋の父である師行を介して置文は師秋に伝来したと想定し、置文の伝来過程を家時―師氏―師行―師秋と見なすのは妥当である。

確かに置文などは本来惣領の地位とともに伝来されるべきものであると考えられるが、この置文の伝来過程のみから師行―師秋の系統を高一族の惣領と見なしてよいのだろうか。そこで本章では置文の伝来過程以外の視角、具体的には発給文書の分析や高一族の重代所領文書の伝来過程を通じて高一族の惣領制的な面について考察し、併せて師秋に伝来するまでの置文の伝来過程について明らかにしたい。

まず直義書状に見える家時と師氏について検討する。家時は文永三年（一二六六）には足利氏の家督として活動している<sup>(9)</sup>。家時で問題となるのは、直義書状に見える「故報国寺殿御終焉之時」がいつの時点かである。家時の没年に関しては諸説があるが、『瀧山寺縁起』によれば、家時は弘安七年（一二八四）六月廿五日に死去しており、家時終焉時は弘安七年となる<sup>(10)</sup>。ではこの時期に置文を遣わされた師氏は足利氏の支配機構においてどのような役割を果

たした人物であったのだろうか。師氏は、『清源寺本高階系図』によれば「家時貞氏執権」、「正安三年四月十日死去」と見える<sup>(11)</sup>。師氏の活動で注目されるのは、弘安九年（一二八六）三月二日付で足利貞氏の意を奉じ鶴岡八幡宮両界供僧職安堵を教意に伝える旨の書状を発給していることである<sup>(12)</sup>。この点に関しては小谷俊彦氏の指摘通り、弘安九年段階では貞氏は十四歳であり、家時の後家督を継いだ貞氏が幼少のため師氏が書状を発給したためと考えられる<sup>(13)</sup>。以上から師氏は家時と貞氏の「執事」の地位にあり、足利家督に代わって書状を発給するなど被官の中で最有力者であり、家時が後事を託して置文を遣わすのに最適任者であったと思われる。

次に置文の師氏から師秋への伝来過程について検討する。置文は惣領の地位とともに伝来されるべきものと考えられることから、高一族の惣領の交代に注目すれば置文の伝来過程は明らかになるだろう<sup>(14)</sup>。高一族において最初に惣領と確認できるのは重氏である。重氏は、『清源寺本高階系図』によれば「頼氏家時執権」と見え、弘安四年（一二八一）までは惣領の地位にあり「執事」として活動している<sup>(15)</sup>。重氏の後に惣領の地位を継いだのは師氏である。師氏は弘安九年（一二八六）には「執事」として活動しており<sup>(16)</sup>、正安三年（一二三〇）四月に没するまで惣領の地位にあった。師氏の死後は師重が惣領の地位についた。師重は、『清源寺本高階系図』によれば「貞氏高氏執権」と見え、正安三年十二月には「執事」として活動している<sup>(17)</sup>。この時点までは重氏―師氏―師重と一つの系統により惣領の地位は相続されていた。だが徳治三年（一一三〇）には師重の兄師行が「執事」として活動している<sup>(18)</sup>。師行は、『清源寺本高階系図』によれば「貞氏執権」と見え、正安二年から徳治三年の間に惣領が師重から師行に交代している。そして元応二年（一一三二）になると師重が「執事」として再度活動しているので<sup>(19)</sup>、徳治三年から元応二年の間に惣領が師行から師重に交代している。この後は元弘三年（一一三三）十月には師直が尊氏の「執事」として活動していることから<sup>(20)</sup>、師重は子の師直に惣領の地位を譲った。

以上の検討結果から惣領の地位は重氏―師氏―師重―師行―師重―師直と継がれ、置文も家時―師氏―師重―師行

―師重―師直と伝来されるはずである。だが直義書状によれば、置文は惣領の地位を継いだ師直ではなく師秋に伝来されている。この点をどう理解すればよいのだろうか。

ここでこの問題を考察するために以下の史料をあげる<sup>(2)</sup>。

從<sup>二</sup>右大將家<sup>一</sup>賞<sup>二</sup>先祖惟長勲功<sup>一</sup>下文<sup>二</sup>壹通<sup>一</sup>

右者親父貞恩法師より重代所領文書等之事、武蔵守殿<sup>(師直)</sup>え御讓与候といへとも、於<sup>二</sup>此壹通<sup>一</sup>ハ師泰も貞恩之連子たるの上は、骨肉之<sup>二</sup>□□<sup>一</sup>ニ我等に賜候キ、任<sup>二</sup>其吉例<sup>一</sup>於<sup>二</sup>他文書等<sup>一</sup>ハ、当時左近將監雖<sup>二</sup>附属候<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>此壹通<sup>一</sup>ハ今又其汝<sup>二</sup>二慥<sup>一</sup>ニ讓<sup>二</sup>□□<sup>一</sup>実正也、後日不可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>異論<sup>一</sup>也、

觀応元年十二月一日 越後守師泰判

高助六郎殿<sup>(師直)</sup>

この史料は高師泰が父師重から讓与された惟長の下文を子の師武に讓与し、それ以外の他文書を高師世に讓与したという旨の讓状である。この史料から重代所領文書等は師重から師直へと讓与されていたことがわかる。ではこの重代所領文書等とはどのようなものであろうか。ここで重代所領文書等の中の一通である惟長下文について考察する。

惟長は『清源寺本高階系図』の註記に「寿永二年十一月於備中国水嶋合戦之時為平家被討畢」とあり、寿永二年(一一八三)に討死している人物である。この惟長下文を含む重代所領文書等は鎌倉初期以来高一族が伝来してきた文書群であると考えられる。このような重代所領文書等は本来惣領の地位とともに伝来されるものと考えられ、実際に惣領である師直に伝来している。

ではなぜ重代所領文書は惣領の地位とともに師直に伝来しているのに置文のみが師秋に伝来しているのだろうか。置文が師秋に伝来する過程は師行―師秋であろう。これに本章で検討した惣領の交代を考慮すると、置文は家時―師氏―師重―師行―師秋と伝来したのであろう。置文も本来は重代所領文書等の中に含まれるべきものであり、惣領の

地位とともに伝来していたと思われる。師重が惟長下文のみを師泰に譲与したように師行も置文のみを師秋に譲与したかどうかは不明だが、おそらく師行の段階で置文は重代所領文書等から分かれて師秋に伝来したのであろう。

## 第二章 置文と直義書状

### 第一節 高師秋と置文

置文を直義に献上し、直義から書状及び置文の案文を与えられた師秋とはどのような人物であったのだろうか。笠松氏の先行研究から以下の点が明らかにされている。①師秋は高一族中唯一人の直義党である<sup>22)</sup>。②建武五年(一三三八)から康永元年(一三四二)頃まで伊勢国守護に補任されたほかは中央の主要ポストに補任されていないことから、師秋の直義への接近の理由を高一族からの疎外と無関係ではない。③師秋の直義への置文献上は師秋の高一族内における自己のあるべき地位を回復しようとする動きの一つである。

師秋は師行の子で、室町幕府で執事をつとめた師直とは従兄弟に当たる。前述したように師重が師直にその地位を譲与したために、師秋は惣領及び「執事」の地位に就くことはできなかつた。以後師秋は反師直の行動をとり師直と対抗し続ける。

師秋の動向を見ると、建武新政期に関東廂番の六番に名が見えるのが史料上の初見である<sup>23)</sup>。師秋は当該期に直義に供奉して関東に下向している。この関東下向が師秋の直義への接近の直接的な契機となつた。師直や師泰が京に留まり尊氏に近侍し、建武政権内で尊氏の代官的役割を果たすのとは対照的であり、師秋の関東下向及び直義への接近は師直への対抗上のためだと思われる。また師秋の関東下向時において注目されるのは、後に直義方の中心人物として貞和五年(一三四九)の師直のクーデター時に名指しで処分を求められた上杉重能が同じ関東廂番の六番に補任さ

れており、この重能の姉妹にあたる上杉憲房女と婚姻関係を結んだことである<sup>(24)</sup>。この女性は後に関東執事になる高師有を産んでいる<sup>(25)</sup>。この姻戚関係も師秋が直義方として活動する背景の一環となった。

室町幕府開創期にかけて、師秋は尊氏・直義に従軍し幕府成立に尽力している<sup>(26)</sup>。幕府開創後は伊勢国守護に補任された以外はほとんど顕著な足跡を残しておらず<sup>(27)</sup>、師秋の動向がうかがえるのは観応の擾乱時である。貞和五年（一二四九）八月の師直のクーデター時に師秋は直義邸に馳せ参じている<sup>(28)</sup>。直義邸に馳せ参じた高一族は師秋と大高重成である。師直のクーデターから観応二年（一二五一）一月に師直が誅殺されるまでの師秋の動向は不明である。ただし師直滅亡後の直義執政下の観応二年五月廿九日の北朝の臨時除目で、師秋は従五位上に叙せられていることから<sup>(29)</sup>、直義方として行動していたのは間違いないだろう。直義の北陸没落の直前の七月廿二日には足利義詮が師秋の宿所へ向かっている<sup>(30)</sup>。七月十九日の時点で直義は政務を辞しており、このような不穏な状況時における義詮の訪問は師秋に対する牽制の意味であろうか。そして三十日には師秋・師有父子は直義の北陸没落に供奉している<sup>(31)</sup>。これ以後師秋の動向は不明である。

以上師秋の立場や政治上の動向を検討してきたが、これを踏まえて再度直義書状について検討したい。

まず直義と師秋の関係については、師秋は終始一貫して直義方であり、それゆえに將軍である尊氏ではなく直義に置文を献上したのであろう。

次にこの書状の年代比定だが、中村氏は正平五〜六年（一二五〇〜五一）、笠松氏は貞和頃（一二四五〜五〇）、角田氏は貞和五年（一二四九）と推定している。直義の花押については近年上島有氏の研究があり<sup>(32)</sup>、この直義書状の花押は康永年間（一二四二〜四五）から貞和五年六月にかけてのものであろう。具体的な時期を確定することは筆者には不可能だが、康永二年（一二四三）にはすでに関東にいた北畠親房にも直義と師直の対立は知れ渡っており<sup>(33)</sup>、康永年間から貞和年間にかけては両者の対立が継続していた時期である。このような時期に師秋から直義に置文が献

上されたことは直義及び師秋双方にとって大きな意味があったであろう。師秋にとっては直義に置文を献上することで自分こそが高一族の惣領であり、執事の地位につくのにふさわしい人物であることを直義に訴え、終始対立した師直の追い落としをはかるとともに自身のあるべき地位の回復を目指したのである。一方直義も師秋の要求を呑むこと及び置文が師秋に伝来していたことを喧伝することにより、師秋を師直の対抗馬に仕立て上げるとともに、高一族における内部対立を利用して師直の勢力の削減を目指したのではないだろうか。この直義書状が角田氏の指摘どおり、貞和五年四月五日付のものであるなら、直義は四月十一日には養子足利直冬を長門探題として西国に派遣し、閏六月には師直の執事職を罷免することに成功しており、この置文献上も直義による師直排斥運動の一環として位置づけられるのではないだろうか。

直義書状に見られる師秋から直義への置文の献上及びそれに対する直義から師秋への書状と置文の案文の授与は、両者にとって共通の政敵である師直に対する排斥運動の一つを物語っているのではないだろうか。

## 第二節 高師英と置文

直義が所持した置文と師秋が保持した置文の案文と直義書状は、以降どのような伝来過程をたどったのであろうか。

このことを明らかにするのが次の史料である<sup>34)</sup>。

### 高小太郎師長代謹庭中言上

右、当祖父土佐守師英、自<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>参洛之刻、山城国守護職并被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>御領等<sub>一</sub>、其後佐渡国令<sub>二</sub>拝領<sub>一</sub>、代々御判数通頂戴仕、特<sub>（足利義満）</sub>鹿苑院殿様御代、御先祖伊与守殿様御置文依<sub>二</sub>進上仕<sub>一</sub>、忝御感之被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>御書<sub>一</sub>、于<sub>レ</sub>今所持仕者也、如<sub>レ</sub>此嚴重之為<sub>二</sub>御扶持<sub>一</sub>处、連々相違間、致<sub>二</sub>其歎<sub>一</sub>折節、結句遠江国岡田郷依<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>召放<sub>一</sub>、既彼方此方窄籠



仕間、迷惑過<sub>レ</sub>之哉、所詮近国本領目録、備<sub>レ</sub>右、少々被<sub>二</sub>下返<sub>一</sub>者、忝畏入可<sub>レ</sub>存也、就<sub>レ</sub>中於<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>先祖譜代本領・勲功之地数ヶ所在<sub>レ</sub>之、雖<sub>レ</sub>然不知行仕間、今度鎌倉殿様御下向可<sub>レ</sub>然時節与存、御供仕可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>旨、雖<sub>レ</sub>歎申<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>達<sub>二</sub>上聞<sub>一</sub>間、去年冬官領江就<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>訴訟申<sub>一</sub>、御奉行仁被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>処、余依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>延引<sub>一</sub>、恐々庭中申上者也、次佐渡国之事、任<sub>二</sub>申請<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>者、御番役以下如<sub>二</sub>先規<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>奉公<sub>一</sub>者哉、加様之趣具為<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>、謹庭中言上如<sub>レ</sub>件、  
(四四九)  
 長祿三年十二月 日

これは師秋の子孫である高師長が本領の返還と佐渡国守護補任を求めて幕府に提出した申状である。この史料によれば、置文は高師英から足利義満に献上され、それに対して義満が「御書」を師英に遣わしたという。

ではこの師英とはどのような人物であろうか。師英は師有の子である。師有は観応二年（一三五二）七月三十日に師秋とともに直義に供奉して北陸に没落している。貞治元年（一三六二）には畠山国清の失脚後に関東執事に就任したが、翌年上杉憲顕が帰参すると関東執事を辞し、貞治三年二月に没している<sup>35)</sup>。この憲顕と師有の母は兄妹であり、師有にとって憲顕はおじにあたる。また憲顕は関東の直義方の中枢として活躍し、師有も直義方であったことから、師有が憲顕の帰参に対して果たした役割は大きいのではないだろうか。

師英の史料上の初見は、明徳三年（一三九二）八月廿八日の相国寺供養の六番の供奉人に「土佐守高階師英」として名が見える<sup>36)</sup>。師長申状に見えるように関東から上洛して義満の近習となっている。師英で注目されるのは守護としての活動である。師英は応永十一年（一四〇四）一月から応永二十三年（一四一六）十一月まで山城国守護に在職している<sup>37)</sup>。また師英は応永二十五年（一四一八）十月には佐渡国守護に就任している<sup>38)</sup>。ところで『看聞日記』応永二十六年二月廿九日条によれば、伏見宮貞成の近習田向経良の推挙により師英の親類の今参少女が伏見宮家に召し抱えられている。師英は伏見宮家とも関係を持っていた。

師英は義満期及び応永十五年（一四〇八）五月六日の義満没後も幕府の要職である山城国守護に在職している。観

応の擾乱を契機に高一族が衰退の途をたどっていく中で、師英は義満期及び義持期に高一族において最後の輝かしい足跡を残した人物である。

では師英が義満に献上した置文とは何であろうか。直義が師秋に遣わした置文の案文であろう。このことから置文の案文は師秋―師有―師英と伝来したのである。また師秋が直義から遣わされた書状も満済文書によれば、応永二十八年九月には義持が保持していたことから、置文の案文とともに直義書状も師英が義満に献上したのである。

### 第三節 満済と置文

師英から義満に献上された置文の案文と直義書状及び直義が保持していた置文の正文は、以降どのような伝来過程をたどったのであろうか。これを明らかにしたのが満済文書である。満済文書から応永二十八年（一四二一）九月四日に「報国寺殿御自筆御書」と「錦小路殿御書」が將軍義持から満済に預けられたことが明らかになった。

まず義持に置文と直義書状が伝来した過程を検討してみる。満済文書には「報国寺殿御自筆御書」と見えることからこの置文は、師秋が直義に献上した置文の正文であり、直義が観応三年（一三五二）二月に死去して以降いずれかの時点で室町將軍家の手中に収まり義持に伝来したのであろう。また直義書状に関しては、前述したように置文の案文と同時に師英が義満に献上し、義満から義持に伝来したのであろう。

ではこの置文と直義書状を義持から預けられた満済とはどのような人物であろうか。満済については森茂暁氏の詳細な研究がある<sup>39)</sup>。満済は永和四年（一二七八）七月二十日に誕生している。父は今小路基冬、母は静雲院である。永徳二年（一三八二）十一月に父の基冬が死去すると、満済は兄の師冬の養子となり、師冬の室が義満の室の日野業子に伺候していた関係から義満の猶子となっている。義持期における満済については、①応永十五年（一四〇八）八月に義持の護持僧に任命されて以降、室町殿護持体制の中心に位置し室町殿の護持を主管していた。②応永二十三年

(二四一六)頃から特に関東問題とのかかわりで幕府政治に関与を見せはじめ、応永三十年(一四二三)には重臣会議に出席するようになるが、満済の政治へのかかわりは本格化せずに活動はどちらかといえばなお祈祷中心であったことが明らかにされている。

そこでこの満済に応永二十八年九月四日という時点で、置文と直義書状が義持から預けられた理由について検討してみたい。この点に関して笠松氏は、極めて高度の政治問題の処理に資する目的をもっていたと指摘している。だが森氏が指摘するように、この時期においては満済の幕府政治への関与は本格化せずに活動は祈祷中心であったことを考慮すれば、置文と直義書状が満済へ預けられたことは祈祷依頼が目的であったと思われる。

ではなぜこの時期に祈祷を行う必要があったのだろうか。そこで応永二十八年という時期について検討してみる。応永二十八年は京において疫病が大流行した年であった<sup>(40)</sup>。この疫病は猛威をふるい、京の近郊の伏見庄の石井村や嵯峨にも広がり貴賤僧俗を問わず病死者が続出した<sup>(41)</sup>。またこの年は疫病以外にも大雨による洪水や地震など自然災害が多発した年でもあった<sup>(42)</sup>。このような事態に対して公武をあげて救民対策が実施された。幕府は飢饉対策として五条河原に仮屋を設置し施行を行うとともに変異等の祈祷を命じ、一方朝廷は疫神である五條天神を流罪とし、また天下飢饉病の祈祷のために諸社に奉幣を行っている<sup>(43)</sup>。

この京における疫病隆盛の中で『看聞日記』応永二十八年七月十一日条には次のような記事が見える。伊勢の宮人が京に来て伊勢の託宣と称して、「去々年蒙古襲来時、神名依<sub>二</sub>治罰<sub>一</sub>、異賊若干滅亡了。其怨靈成<sub>二</sub>疫病<sub>一</sub>、万人可<sub>二</sub>死亡<sub>一</sub>云々」と喧伝した。この託宣によれば、応永二十六年の「応永の外寇」時に滅亡した異賊の怨霊が疫病を流行させているというのである。この託宣の内容からは伝統的な怨霊思想がうかがわれる。

ここで置文に関係した家時や直義について考えてみると、家時に関しては自害したと伝えられ、直義は尊氏により毒殺されたと風聞され、両者ともに非業の最期を遂げたとされる人物である。両者とも怨霊化する危険があり、疫病

発生時には彼らの祟りが原因と見なされる可能性があった人物である。

『臥雲日件録抜尤』宝徳四年（一四五二）二月廿三日条には「寄書慈聖院、告大蔵明神之事、蓋錦小路殿死後、頗有神靈、故祭之、為大蔵明神、蓋鎌倉有大蔵谷一也」と見え、直義の死後に神霊の出現が頻発したために直義を大蔵明神としてその霊を鎌倉の大蔵谷に祭ったとある。すなわち直義については怨霊の存在が認識されている。

ここで直義の死後に幕府が直義に対して行った贈位や仏事について見てみる<sup>(44)</sup>。延文三年（一三五八）二月十二日に従二位を追贈している<sup>(45)</sup>。康安二年（一二六二）七月二十二日には正二位を追贈し、天龍寺の傍らに直義を祭る祠を建立し、直義に大倉宮という神格を与えている<sup>(46)</sup>。さらに貞治三年（一二六四）二月二十六日には等持寺において義詮の列席のもと直義の十三回忌を催し、応安元年（一二六八）の十七回忌と至徳元年（一三八四）の三十回忌は義満が主催している<sup>(47)</sup>。義満は永徳元年（一二八二）の年忌法要にも管領斯波義将と共に列席している<sup>(48)</sup>。また関東においても応安五年（一二七二）には鎌倉公方足利氏満が年忌法要に列席している<sup>(49)</sup>。

延文三年二月の従二位追贈は、『愚管記』には「武家俄申行」とあり、『太平記』には「法體死去の後、如此宣下無其例とぞ人皆申合れける」と見えるように異例の出来事であった。これは尊氏の発病に伴うものである。直義没後の直後から尊氏は健康を害しており<sup>(50)</sup>、尊氏の発病の裏に直義の怨霊の影響が想定されたのであろう。また康安二年七月の正二位追贈及び大倉宮の追号も義詮の発病に伴うものである。義詮はすでに三月には腫物を患っている<sup>(51)</sup>。ここでも將軍の発病を契機に直義の霊を慰撫する行為が催されている。すなわち將軍の発病により直義の怨霊鎮魂が行われるという構図が見られる。以後幕府は歴代將軍列席のもと直義の年忌法要を催行する。これらの行為は直義の霊を慰撫するための処置であり、幕府には直義の怨霊が室町將軍に祟りをなすという認識が潜在していたのである。この認識は『臥雲日件録抜尤』に見えるように宝徳四年までは存在し<sup>(52)</sup>、義持もこの認識をもっていたのである。

う。

満済が家時や直義の怨霊鎮魂のために祈祷を行った事実は管見に入らないが、応永三十一年（一四二四）の室町第五代將軍足利義量の痢病発症時には、満済は義持から足利義嗣の怨霊鎮魂の祈祷を命じられている<sup>53</sup>。この義嗣は上杉禪秀の乱に関連して応永二十五年に殺害され、怨霊化する危険があった人物であった。このように満済は怨霊鎮魂の祈祷を義持から依頼される人物であり、応永二十八年において満済は五月には義持、九月には九州宮崎松転倒、十二月には「太白犯哭星」変異のための祈祷を主管している<sup>54</sup>。

満済に義持が置文と直義書状を預けたのは、疫病が流行する中で家時と直義の怨霊鎮魂の祈祷を命じる目的であったのではないだろうか。

満済文書に見られる義持から満済への置文と直義書状の預け置きは、疫病や地震等の災害に対しての救民対策の一環と位置づけることができるのではないだろうか。

## おわりに

結びにかえて本稿の要点を整理する。

①家時置文は、家時―師氏―師重―師行―師秋―直義…義持―満済…不明という伝来過程を、また直義により作成された置文の案文は直義―師秋―師有―師英―義満…不明という伝来過程をたどった。一方直義書状は直義―師秋―師有―師英―義満―義持―満済―「醍醐寺文書」として現存という伝来過程をたどった。

②康永から貞和年間にかけて行われた師秋の直義への置文の献上及びそれに対する直義から師秋への書状と置文の案文の授与は、両者にとって共通の政敵である師直に対する排斥運動の一環である。

③応永二十八年の義持から満濟への置文と直義書状の預け置きは、怨霊鎮魂の祈祷を命じる目的であり、疫病や地震等の災害に対する救民対策の一環である。

家時置文と直義書状が歴史の表舞台に登場するのは、観応の擾乱時や応永二十八年の疫病の大流行など戦時や異常時においてである。戦時や異常時に注目されるのはこの二つの文書の性格の一端であろう。

最後に本稿では家時置文を実物として考察してきたが、置文が現存していない以上偽作という可能性も当然想定できる。たとえば直義の手元に収められた時点で置文は誰かが偽作したものであり、また直義により偽作された可能性も想定できる。ただ仮に置文が偽作であったとしても、偽作者が意図した置文の伝来過程を明らかにすることは無意味だとは思われず、また置文に関連した人物を当時の時代背景の中で位置づける作業は必要であると考えているということを述べて本稿を終わりたい。

## 註

- (1) 本稿では、『難太平記』は『群書類従』合戦部所収による。また『難太平記』の性格については、市沢哲『『難太平記』二つの歴史的射程―室町初期の『平家物語』を考えるために―』（『文学』第三巻第四号 二〇〇二年）を参照。
- (2) 『大日本古文書』家わけ第十九「醍醐寺文書之一」一六〇号
- (3) 中村直勝「足利家時の置文」（『日本古文書学論集』7所収 吉川弘文館 一九八六年 初出一九三五年）。後に中村氏は、直義書状を貞和年間のもものと推定されている。（中村直勝『日本古文書学』上 角川書店 一九七二年）
- (4) 佐藤進一氏は直義の見た家時の「御書」が『難太平記』にいう置文と同じであるかは疑問としたが、了俊が置文を見たのは尊氏挙兵以後のことであり、『難太平記』を根拠に尊氏の挙兵と家時置文を軽々しく結び付けてはならないと指摘している。（佐藤進一『南北朝の動乱』中央公論社 一九六五年）
- (5) 笠松宏至「一通の文書の「歴史」」（『法と言葉の中世史』所収 平凡社 一九九三年 初出一九七二年）。以下笠松論文の引用及び言及はすべてこの論文による。

- (6) 角田朋彦「観応擾乱と高一族」(『史学論集』第二十六号 一九九六年)。以下角田論文の引用及び言及はすべてこの論文による。
- (7) 奥智鶴「『太平記』高師秋像をめぐる」(池上洵編『論集 説話と説話集』所収 和泉書院 二〇〇一年)
- (8) その他に家時置文に関しては川合康氏により、置文は足利氏の源氏嫡流工作の一環として位置づけられ(川合康「武家の天皇観」『講座 前近代の天皇』第四卷所収 青木書店 一九九五年)、また市沢哲氏により、置文の挿話の『難太平記』全体における意味合いが明らかにされている(前掲註(1)論文)。
- (9) 「倉持文書」(『鎌倉遺文』九五―三三三号)
- (10) 『新編岡崎市史』四九―七。『瀧山寺縁起』については、小林吉光「瀧山寺の成立と展開」(『新編岡崎市史』中世2所収 一九八九年)を参照。
- (11) 『近代足利市史』第三卷所収
- (12) 「相承院文書」(『近代足利市史』一〇七号)
- (13) 小谷俊彦「源姓足利氏の発展」(『近代足利市史』第一卷所収 一九七八年)
- (14) 高一族の物領の交代及び各々の物領の活動については、拙稿「高一族の相剋―鎌倉期から南北朝期の高氏・南氏・大高氏の基礎的考察―」(『ヒストリア』二〇六号 二〇〇七年)を参照。
- (15) 「尊経閣武家手鑑」(『鎌倉遺文』一四五〇二号)
- (16) 註(12)に同じ
- (17) 『瀧山寺縁起』
- (18) 「倉持文書」(『鎌倉遺文』二三三二六九号)
- (19) 「米良文書」(『鎌倉遺文』二七三七五号)
- (20) 「祇園社記続録二」(『鎌倉遺文』三二六二二二号)
- (21) 「萩藩閥閥録十五之一」(『南北朝遺文』中国・四国編 一九〇六号)
- (22) 高一族庶子家の大高重成も師直が滅亡するまでは直義方として行動している。
- (23) 『建武年間記』(『群書類従』雑部所収)
- (24) 『尊卑分脈』、『上杉系図』(『続群書類従』系図部所収)

- (25) この女性は『太平記』に「此土佐守に元相馴て、子共数た儲たる鎌倉の女房有ける。是は元来田舎人也ければ、物妬はしたなく、心武々敷て」と見える。(『太平記』巻二十二)。本稿では『太平記』は岩波日本古典文学大系本による。
- (26) 『太平記』巻十七
- (27) この時期の師秋の立場を推測できる史料として「勝尾寺鳥居造立奉加帳」がある(『箕面市史』史料編二一六四七号)。この史料は貞和五年に行われた勝尾寺の大鳥居の造営に関して馬を奉加した人物の名前が列挙されており、尊氏・直義を始め幕府中枢の人物の名が網羅されている。その中に師秋も「高土佐守 馬一匹」と見える。またこの時期に師秋が菊亭の女房に恋慕し、この女性に謀られる挿話が『太平記』に見える。『太平記』における師秋に関しては、奥智鶴氏の研究がある(前掲註(7)論文)。
- (28) 『太平記』巻二十七
- (29) 『園太暦』観応二年六月一日条
- (30) 『観応二年日次記』七月廿二日条
- (31) 『観応二年日次記』七月三十日条
- (32) 上島有『中世花押の謎を解く』(山川出版社 二〇〇四年)
- (33) 「結城文書」(『大日本史料』興国四年七月三日条所収)
- (34) 「内閣文庫」(『古文書』) (『近代足利市史』二四〇号)
- (35) 小要博「関東管領補任沿革小稿―その(二)―」(『法政史論』第五号 一九七八年)、『鎌倉大日記』貞治元年条
- (36) 『相国寺供養記』(『群書類従』釈家部所収)
- (37) 今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護補任沿革考証稿」(『守護領国支配機構の研究』所収 法政大学出版局 一九八六年 初出一九七五年)
- (38) 菊池浩幸・糟谷幸裕作成「室町幕府諸職表」(『日本歴史大事典』4所収 小学館 二〇〇一年)
- (39) 森茂暁『満濟』(ミネルヴァ書房 二〇〇四年)。本稿では満濟に関して、この書に拠る。
- (40) 応永二十八年の疫病の流行に関しては、西山克氏が「応永の外寇」との関連で触れられ(西山克「応永の外寇異聞」『関西学院史学』第三二号 二〇〇四年)、瀬田勝哉氏が伊勢信仰との関連で触れられている(瀬田勝哉「伊勢の神をめぐる病と信仰」『洛中洛外の群像』所収 平凡社 一九九四年 初出一九八〇年)。



- (41) 『看聞日記』 応永二十八年二月十八日条・二月三十日条・四月廿三日条  
 (42) 『看聞日記』 応永二十八年七月十九日条・十月十二日条等  
 (43) 『看聞日記』 応永二十八年二月十八日条・四月廿三日条・五月十三日条、『満濟准后日記』 応永二十八年十二月十一日条  
 (44) 直義への贈位や追善供養については、森茂暁氏や山田貴司氏の研究がある。(森茂暁「後醍醐天皇―その怨霊と鎮魂、文学への影響―」『九州史学』一二六号 二〇〇〇年、山田貴司「南北朝期における足利氏への贈位・贈官」『七隈史学』第八号 二〇〇七年)
- (45) 『愚管記』 延文三年二月十二日条、『太平記』 卷三十三  
 (46) 『愚管記』 康安二年七月廿二日条、『綱光公記』 文安五年九月廿九日条  
 (47) 『師守記』 貞治三年二月廿六日条、『龍湫和尚語録』、『空華日用工夫略集』 至徳元年二月廿六日条  
 (48) 『空華日用工夫略集』 永徳元年二月廿六日条  
 (49) 『空華日用工夫略集』 応安五年二月廿六日条  
 (50) 『園太暦』 観応三年閏二月廿五日条、『小島のすさみ』  
 (51) 『門葉記』 (『大日本史料』 貞治元年三月六日条所収)  
 (52) 永享八年・十年・十一年・十二年・嘉吉元年にも直義の年忌法要が行われている。(『蔭涼軒日録』 永享八年二月七日条・同十年二月四日条・同十一年二月十五日条・同十二年二月六日条・嘉吉元年二月六日条)  
 (53) 『満濟准后日記』 応永三十一年六月十四日条  
 (54) 『東寺廿一口供僧方評定引付』 応永二十八年五月二日条、『東寺百合文書』 ホ、『満濟准后日記』 応永二十八年十二月十一日条

— 大学院文学研究科研究員 —